

- 305 愛着形成プログラムを受けてほしいと児相から言われた里母
 ー養育上種々のトラブルがあつて
- 301 15回の愛着修復プログラムにかよつて、親にも子にもよかつたと言う里母
 ー長い施設での暮らしで残る行動上のダメージの修復のために
- 202 非行深度の深い16歳の里子を預かつて養育し切れず、養育返上した里親
 ー実子の希望で、次からは小さい子を預かつた
- 206 重複障害を持つ里子は、施設も預かりたがらない？
 ー中卒後、行くところのない里子を引き受けた里親
- 303 不登校の里子姉妹の1人はサポート校に転校、1人は養育を返上した
 ー実父の許に戻る日を念頭に置きながら養育している自営業の里親
- 302 一旦ついた定職を離れ、現在授産所でパン作りをしている里子
 ー18歳以降の里子たちの多様な姿
- 204 家を離れても交流を続け、里子がいつでも帰つてこられる「港」でありたいと
 考える里親
 ー一定年からの社会貢献のスタート
- 107 真実告知をして2.3か月、抜毛の癖が止まらなかつた子
 ーその時は聞かないふりをしていたが（収録否）

<謝辞>

事例掲載の終わりに当たつて、今回の面接調査ご協力いただきました以下の里親の方々に心から感謝申し上げます。聞き取りだけでなく、その後の事例原稿のチェック（修正）等にも、何往復もの書面によるやりとりにご協力いただきました。なお事例原稿は、報告書への収録を承諾された19名の方のみ掲載しております。（50音順）

大原光代 大場幸子 門脇和美 今 麻子 菅長明美 高橋美恵子
 田中貞美 田中律子 中兼静子 西山恭一 芳賀啓子 船矢佳子
 前田美恵子 松山靖子 丸山英子 三谷政美 八重樫洋子 山崎まゆみ
 山須田洋美 山根優子

第3章 研究のまとめと、いくつかのリコメンデーション

1. アンケート調査と事例研究を通して見えてきた示唆

1) 熱い心で里子を養育する里親たち

子育ては、わが子の場合でも苦勞の連続である。しかし実親には、母親の胎内いる10カ月を含め、子どもとの長い「関係の歴史」がある。ところが里親は、突然「他所から来た子ども」を預かり、24時間体制で養育する。その苦勞は、実親の何倍、何十倍と思われる。しかも里子の多くは、実親の下で、または親から引き離される出来事も含めて、大小の不幸な体験をしており、しばしば「愛着障害」(人との心のつながりにくさ)を引き起こしている。里親の多くは、そうした、とりわけ養育の難しい子どもの養育にかかわっている。

今回の調査の結果が示すのは、里親の多くが、数々の里子養育の困難に直面しながらも、「親」としての役割を懸命に果たそうとしている姿であった。その行為は、養育を超えて、しばしば「療育」と呼ぶにふさわしい日常ではなかろうか。そうした状況の下でも、多くの里親は、里子養育の日々の体験が自分にとってプラスになったし、今後も(機会があれば)里子の世話をしていきたいと答えている。里親手当などの経済的な面での里親へのサポートも、(十分とは言えないまでも)それなりに十分とも答えられている。

調査を終えた今、そうした健気とも言える里親たちの声を聞くにつけ、現在の里親制度は、里親の善意に依存し過ぎていて、里親支援とその心理的な負担を軽減する施策がとられていない印象を受ける。

2) カギとなる里親里子間の「きずなの形成」

里子の養育に際して里親たちが遭遇する困難の多くは、里子側の「愛着障害」(アタッチメント障害)または愛着形成の不全から発生した里子との「気持の通じ合わなさ」(きずな形成の不具合)に起因している。子育ての大変さはどの子との場合も同じだが、気持の通じ合わない子ども(自分に愛着を示してくれない子ども)の養育は、徒勞感を生み、養育への意欲低下にもつながっていく。にもかかわらず、多くの里親は養育を返上せず、懸命に里子を育てている。そして愛着の障害が人生の初期に形成されると、その後における人格的不全につながっていく。その治療は非常に難しいものの1つとされる。不幸にして社会的養護が必要な状況に置かれた子どもに、愛着形成の障害を発生させるリスクをできるだけ抑制する方策をとることが、里親里子の双方にとって何よりも必要であり、すべての子どもの健やかな成長を願う大人たちに負わされた基本的な課題ではなかろうか。

そのためには、児相に保護された子どもには、多数の養育者とかわる成長環境(施設養護 institutional care)を避け、できるかぎり里親家庭に養育を委託すること(家庭養護 family-based care)を原則とすべきであろう。社会全体が「子どものための最善の利益」を図る責務を、あらためて確認しておきたい。

2.いくつかの施策提言

*以下「児童相談所」を児相と表記する。

1) 里子の条件に応じた養育的対応の3タイプ

里子は多くの場合、ふつう以上に多様な成長の姿をたどって来た。乳幼児期に里親のもとに預けられ、スムーズに里親の家庭で成長する子もいれば、実親が作る不適切な環境での生育を経て、施設に引き取られ、そこでも種々の体験をした後に、里親の家に委託される子もいる。そして、善意の里親の翼の下にも収まり切れず、数々の反社会的行動や道徳的でない行為を引き起こす子もいる。一般の子ども同様に不登校の日々もあり、学業不振も見られる。そうした里子と心の通じ合わなさを感じ、その行動を理解し切れずに、里親はしばしば疲労困憊の日々を送っている。

もともと里親とは、里子の養育を望んで引き受けようとした人々であり、そのために一定の研修を受けた人々でもある。しかしその動機が善であり、研修を受けたとはいっても、委託された里子の多くは、ふつう以上に対応の難しい子どもたちである。彼らは大なり小なりトラウマティックな体験をしてきている。どんなに子どもが好きで、どんなに養育の意欲をもっていても、また、ある程度の研修を受けてきても、里親はしょせん子ども対応の専門家ではない。社会は、里親たちに、しばしば限度を超えた無理を強いているのではなからうか。

子ども対応の専門家ではない人々（里親）に、ことさら対応の難しい子どもを託すのは、里親を疲労困憊させるだけでなく、そうした里親の下での成長は、里子にとっても決して望ましい成長環境ではないかもしれない。保護された子どもの養育環境を決める（措置する）際には、専門家による十二分なアセスメントが必要であろう。

①対応がきわめて難しい子ども（例えば被虐待児や障害の重い子ども）、②対応が多少難しい子ども、③保護されるまで、ほぼふつうに成長した子ども に分けて、①は、特別な条件を整えた施設の専門家による療育、②は専門里親による療育、③は一般の里親による養育 のように類型化して委託先を措置すべきであろう。そうしたアセスメントと養育環境の選択によって、里子養育の環境は整えられ、里親にとって不本意な委託返上のケースも確実に減少すると考えられる。

しかし、現行の「専門里親」の資格については疑問がある。専門里親とは、①3年以上の里親経験、②子どもの福祉、保健・医療、教育、矯正等に関連する資格をもち、認定研修（「社会福祉論、児童福祉論」等の通信教育8教科、「児童虐待論、思春期問題援助論」等のスクーリング4教科、養育実習7日間）を受けて認可された者とされている。しかし、こうしたキャリアや研修内容で、果たして「専門里親」の資格を付与していいかどうか、子どもの「心の問題」にかかわる療育者と見なすことができるのかどうか、専門里親育成プログラムについての吟味もさらに必要ではなからうか。

また専門里親は、問題の多い子ども（とりわけ被虐待児）の養育の際には、「専門里親」としての扱いを受けるが、その人々が問題の少ない里子を預かる際には、専門里親として扱われない。これは一般の資格概念と異なっている。専門里親とは、扱う里子によるのではなく、里親自身の能力に対する資格のはずではなからうか。

2) 里親の役割の2類型：「実親志向型」と「シェルター志向型」

里親調査の過程で、家庭的養護 (family like care) の場として、里親が果たそうとしている役割には、2種類のタイプがあることが見えてきた。

①アンケート調査に見る里親の中には、里子を (学費等の援助をして) 4年制大学まで進学させようとする人々、養子縁組をしない場合でも、将来も家族同様の関係を維持していきたいと考えている人びとが少なくない。里子と (実親子同様に) 生涯つながる人生を望む里親である。これは、実親に代わって、その子にとっての一生の親役割を果たそうとするタイプで、「実親志向型」と言えようか。日本文化の中で、しばしば見出される「日本型」里親のタイプと言えるかもしれない。

もっとも、「実親 (代理) 志向型」が成立するためには、実親との関係が清算されていることが前提となる。それと同時に里子が、環境的ダメージの比較的少ないタイプであることも必要と思われる。日本ではこのタイプの子どもを望む里親希望者も多い (養子縁組を望む場合が典型的である) が、少子化時代の中では、子どもを手放す親の数は少なく、ウエイティングリストは常に満杯状態にある。

②そうした一方で、里親の中には、実親の保護を受けられない子どもに対し、短中期的あるいは長期的に、いわば「シェルター (避難所)」としての役割を果たそうとするタイプの人々もいる。この「シェルター志向型」には、実親の養育環境が整う日迄のかなり短期間の養育の場合もあれば、子どもが自立する日迄の比較的長期の養育の場合もある。

社会貢献の意図を備えながら、いわば「仕事」(ビジネス) として、「シェルターとしての里親役割」を引き受けるタイプは、いわば血縁関係に固執しない、ある意味で「欧米型」の里親とでも言えそうである。

最近、大都市を中心に、親の保護を受けられない子どもが増加している。その典型として、まず若年の未婚の母、あるいは自分自身の不幸な生い立ちの中で、子どもに対するボンディング (bonding) 障害をもった母親、重篤な精神疾患に罹患している母親の姿がある。

また、家族サイズが小さくなり、周囲と孤立している家族、離婚を初めとしたきずなの崩壊状態にある家族、またはシングルマザーに老いた両親の介護が加わる場合など、短中期的に子どものシェルターを必要とする人びとも多くなっている。

それだけに、今後「シェルター志向型」の里親への社会的な要請が増すと考えられる。子育てが一段落した、実子に恵まれなかった、あるいは親の介護を終えた、そして第1の職業を終えた人々などが、次のステージとして、愛を注ぐ対象を求めて里子養育を選択する。それによって、実親からの庇護を受けられなかった子どもたちに、実親以上の温かい家庭環境が用意されることになる。社会が成熟するにつれて、この「シェルター型の里子養育」は、(里) 親側にとっても (里) 子ども側にとっても、大きな充足と恩恵 (ベネフィット) をもたらす行為になると考えられる。他の社会に例をとれば、アメリカの家庭がしばしば多くの養子や里子を養育しているのが、その例であろう。

なお、「シェルター型」の里子養育の場合でも、子どもが受けてきたダメージによっては、高度の専門性が必要な養育、すなわち「療育」が必要な場合もあれば、ふつうの親がしている養育の仕方でも十分な場合もある。また、短中期の養育の場合でも、乳幼児を養育するのと中高校生を預かるのでは里親に求められる資質が異なってくる。また近年は、被虐待児や発達障害児等の増加によって、「療育」が必要なケースも増えてきている。したがって、「専門

里親」には、いわば「療育する力」を持つことが望まれるが、それと同時に、乳幼児、あるいは、思春期の子ども、そして障害児など、里子の特性に応じて養育ができるように、専門里親の「里親力」を養うことも必要になってくる。

こうした里親の2類型を視野に入れると、里親の機能を考えるにあたって、「シェルター志向型」と「実親志向型」とを明確にして、制度的な対応を配慮することが今後の課題と考えられる。

3) 乳幼児期（早期）の養育は原則として里親委託に

本調査の結果でも、里子の年齢が幼いほど、きずなの形成（気持の通じ合い）がスムーズに行われると里親は答えている。アタッチメント（愛着）を扱った心理学の教科書でも、子ども、とりわけ乳幼児期の子どもには、少人数の密度の濃い人間関係の中で成長することが、愛着形成の上で極めて重要だと指摘されている。しかし日本では現在、里親に委託される子どもがわずかに1割強、施設に措置される子どもが9割弱となっていて、諸外国に比べ、大きく適正比率を欠いている。

とりわけ乳幼児期の子どもの養育は、可能な限り里親委託（家庭養護）が望ましいのは、ボウルバイ、J.M.の古典的な研究にも明らかであるが、現状は、諸事情から乳幼児期の子どもにも施設養護が優先されているのは、「子どもにとっての最善の利益」の観点をもってすれば、きわめて遺憾である。

子どもの状態像に応じて、可能な限り「家庭養育（family-based care）」を図ること、必要ならそのための法整備を図ることが、里子問題を考える上での大前提であろう。そして乳幼児の場合、特別な配慮が求められる場合を除くと、施設（乳児院）の機能を乳幼児の「一時預かり」（一時保護所）にとどめ、可能な限り速やかに、里親の許で養育がなされるように配慮すべきではなかろうか。なお乳児を委託する場合は、子育て経験のある里親に委託するなどの配慮も必要かもしれない。

4) 里親と児童養護施設（乳児院を含む）との役割分担を明確に

厚労省統計によると、昭和24年度から平成21年迄、登録里親数は常に委託里親数を大きく上回っている。例えば平成19年から23年迄の5年間の全国統計を見ても、その充足率（登録里親と委託里親の比）は、0.33、0.35、0.38、0.39、0.39に過ぎず、過去50年間、ほぼ横這い状態である。もっともこれには地域差もあって、充足率の高いブロックでは、平成24年3月の時点で、ファミリーホームをふくめた里親委託率は0.7前後に達しているとも聞く。

善意の動機をもつ里親が研修を受けても、多くの人々が里子を委託されない理由には、①実親が（里親とわが子のきずな形成を忌避することから）里親への委託を避けて、しばしば施設養育を希望する ②施設側が、定員の範囲内で、できるだけ多くの里子を受け入れようとする姿勢がある 等が考えられる。その結果、多くの里親が里子の委託を希望して研修を受けても、里子を委託されず、里親登録を返上していく。

すでに述べたように、里子の成長にとって最適な環境は、それぞれの子どもの状況によって違いがある。とりわけ、実親から虐待を受けて、人間観のひずみや、性格や行動に偏りが著しい子どもの養育を、臨床心理などの蓄積を欠く里親（現状の専門里親を含めて）に託すのは無謀とも言えそうである。

したがって、実親に適切な保護を受けられなかった子どもの養育は、受けたダメージに応じて、重度の問題を持つ子どもは、施設で養育（療育）し、軽度の子どもは里親の許で養育するとの原則を確立したい。しかしその際の「施設」とは、現行の大型施設を指すのではなく、小舎制を基本とした、子どもが安定できるような環境条件を整備し、専門家による治療的ケア（専門的療育）が必要な子どもの成長の場を用意すべきであろう。

さらに現在、施設側は何よりも収容定員を満たすことを要請されているかのようである。また児相は、対応の難しい子の養育を「この子には家庭的養護が必要」として、里親に委託する傾向があると指摘する里親の声もある。施設は、量的な確保でなく、資質的な充実を目指すべきであろう。

以上を勘案すると、児童相談所は、アセスメントの重要性、個々の子どもに対応した処遇選択の力を高めること、そして里親・里子の養育相談や治療事業を行なうなど、いわば「児相力」を備えた機関になっていくことが望まれる。それが今、里親たちの求める児相の姿であるかに思われる。

5) 里親の相談の場としての専門機関の設置と児相の「里親担当」者の専門職化を

里子の養育には、専門家の配置された「相談機関」が必要である。重篤なダメージを受けていない里子でも、実親との葛藤や不信感を抱えながら、里親の家で、新しい親（里親）への愛着形成を求められるという難しい課題に直面している。本研究の知見でも、実子のいる里親の方が、実子のいない里親より里子の扱いに苦慮している。もともと問題を抱えた子どもが新しい環境へ適応する過程には、（里）親子ともに、また家族ぐるみ、様々な困難な状況が展開すると思われる。

しかし、本来措置機関である児相に置かれた「里親担当」は、スタッフの（里子養育に関しての助言機能の点で）専門性もしばしば低く、かつ定期的な人事異動の対象であり、町のクリニックの主治医のように、共に里子の成長を見守って行くという役割を果たすことが難しく、この点について里親たちの不満も多い。

児相の「里親担当」者を専門職化し、大学院の修士号所有者や、臨床心理士、臨床発達心理士等の資格の所有者などを配置することや、大学、大学院での研修機会（長期研修）の機会を用意することも含めて、この職種を実践力、臨床力等をもつものにすることが望まれる。

里親が気軽に、そして継続的に養育相談と治療的支援を受けられる専門機関を、児童相談所内に設置するか、それとも各県の里親会内に新設するか、外部の専門機関に委ねるかは、議論の分かれるところであろうが、この点について、さらなる検討が必要と思われる。

なお、これに類する組織としては、東京都の場合、平成13年迄「養育家庭センター」が9カ所の養護施設に附置された経緯がある。種々の理由からこの制度は廃止されたが、新しい構想でのこうした機関の設置を考えることも必要ではなかろうか。

6) 親代理としての里親の権利擁護を

里親と児相間で、「里子にとっての最善の利益」をめぐる意見の対立をみることがある。

そうした際に、児相は里子の保護と権利擁護を果たす機関であり、「里子にとっての最善の利益」をもたらす環境を措置する権限ををもっている。しかし里親は、意見の対立が生じた際

に、里親をバックアップして、親（代理）としての権利の擁護をしてくれる機関をもっていない。里親は、しばしば不本意な措置解除に服さなければならない。しかも児相の当該ケースについての判断によって、里子のウエルビーイングが保証されるとは限らない。

里親は、実親ではないが、一定期間親代理として里子の養育を果たして来た存在である。そうした状況を見ると、里子のウエルビーイングをもたらすための一種の「親権」を持つ存在と見なされるべきであり、そうした里親の権利を擁護する制度の構築が必要である。

7) 措置解除（養育返上）の判断を第三者委員会にゆだねる

とりわけ難しい子どもを委託された場合や、予期せぬ不調が里親と里子の間に発生した場合、養育返上の事態が発生する。または里親の里子に対する対応に問題があった場合は、児相による措置解除（養育返上）が行われる。しかし、その際の児相側の対応には、必ずしも里親の納得が得られる形で運ばれず、里親側に不満が多く、その後の里子受託や里子養育意欲の低下をもたらす場合も少なくない。また、里親は養育上難しい事態が発生していても、相談すれば養育力の低い里親と判断されて措置解除につながり、また、一度養育を返上すれば次の里子委託が行われれないという懸念から、相談を控える傾向もみられる。ある里親は「児相に相談するようなへまはしない、という言葉が里親間にあります」と言っている。委託解除をめぐる対応から、しばしば児相への不信感が発生する。その結果、相談や返上が遅れ、里親と里子の双方にとって、危機的な状況が持続する場合もある。

養育返上の過程で、双方に発生しやすい諸事情を聴取し、適切に判断し、対応することができる第三者委員会が必要と考えられる。なお、この第三者委員会は、児相内に設置される場合であっても、独立した組織であることが望ましい。

8) 親権の一時的制限

親権が最大限に尊重されなければならないのは無論であるが、しかし「親権」は、権利であると同時に義務でもある。そして、どのような事情があるとしても、子どもの養育の義務を放棄して権利だけを主張（または保存）しようとするのは、権利と義務のバランスを欠いている。また、子どもは親の所属物ではなく、社会的存在であるという事実も確認しなければならない。養育に不適格な親の許で生まれた子どもであっても、一人の人間として、最善の利益が保証される権利をもっている。そのことを、全ての人々、とりわけ親に啓蒙していくことも、成熟型社会においては必要ではなからうか。

もちろん、親権の制限には慎重な対応が必要である。加えて、親権は法体系に関連するので、多面的な観点からの検討を加えることが社会的に必要な手続きであろう。また法律家たちは、「里親は、監護の関係では親子に近い状況にあるのに、法的には単なる委託先（施設と同様）という位置づけにあり、措置側の児相が相当意識しないと種々人権上の問題が起きてくる」と指摘する。この言葉を重く受け止める必要がある。

しかし、わが国では、残念ながら実親の身勝手さが、子どものウエルビーイングを阻害している事例も少なくない。それだけに、里親委託率の高い諸外国の例を参照しながら、里親・里子関係に限定して、具体的な親権を一時的に制限することのできる条件づくりが必要であろう。

9) 措置期間の延長を

平成 24 年の 4 年制大学進学率は 51%と過半数を超えている。その他に専門学校などに進学する者も多い。また、22 歳で大学を卒業しても、初任給は平均 20 万（平成 24 年で 19 万 9600 円）程度なので、若者がすぐに経済的に独立するのは困難であろう。そうした状況を視野に入れると、現代の社会では 18 歳から 22 歳迄は、若者が「自立に向かう準備のための過程」と言えそうである。

平成 22 年には、「生活が不安定で、継続的な養育を必要とする」里子に 20 歳までの措置延長制度を再確認する旨の通達が厚労省から出され、大学卒業が 22 歳であることを配慮すると、さらに委託年齢を 22 歳までに延長することが、社会的養護の理念に適っているのではなかろうか。

10) 外部の専門機関の設置に向けて一民間の活力への期待

里子の中には、しばしば各種の障害の重い子どもが含まれている。また、愛着形成が十分でない子どもも少なからず見受けられる。そうした子どもへの対応は、児相や児童養護施設にあっては、必ずしも十分に行われる条件が整っていない。したがって、障害の重い子どもの治療と療育に特化した専門機関の設置が必要であると同時に、愛着形成の障害は、里子に共通する課題であるにもかかわらず、研究の遅れた領域なので、前述した専門機関に研究機能を付加することも必要であろう。

なお、財政事情の厳しい現在の状況を考慮すると、そうした専門機関の設置に当たっては民間の活力に期待し、その施設を公的に支援する方式が適切と考えられる。（以上）

F. 引用文献

- 1) 深谷和子編著「遊戯療法/子どもの成長と発達への支援」金子書房 2005.11
- 2) 深谷昌志「日本の母親再考」ハーベスト社 2011.4
- 3) 国重浩一「ナラティブ・セラピーの会話術」—ディスコースとエイジェンシーという視点— 金子書房 2013.2
- 4) 増沢高「虐待を受けた子どもの回復と育ちを支える援助」福村出版 2009.12
- 5) ビビアン・プライサー、ダーニヤ・グレイサー（加藤和生監訳）愛着と愛着障害 北大路書房 2008.9
- 6) マイケル・ラター（北見芳雄・佐藤紀子・辻祥子訳）「マターナル・デプリベーションの再検討/母親剥奪理論の功罪」誠信書房 1979.10
- 7) マイケル・ラター（上鹿渡和弘訳）イギリス・ルーマニア養子研究から社会的養護への示唆 福村出版 2012.12
- 8) 大森健太郎「ケンちゃん友ちゃん遊ぼうよ/里子と紡ぐスローライフ」原人舎 2008.3
- 9) 庄司順一・奥山真紀子・久保田まり「アタッチメント/子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐって」明石書店 2008.12

G.研究発表

1.学会発表

- 1) 深谷昌志・深谷和子・青葉絃宇「事例研究：被虐待児等の子どもを養育する里親の育児困難とそれへの対応―東京・沖縄・静岡の33名の里親面接から」
日本子ども社会学会 第19回大会 2012年7月1日（日）於：國學院大学
- 2) 深谷昌志・深谷和子 「不適切な成長環境（虐待）から子どもを守る」
日本福祉心理学会第10回大会シンポジウム 2012年8月5日（日）於：
東京成徳大学
- 3) 深谷和子・青葉絃宇・深谷昌志「里子・里親問題を通して現代の社会的養護を考える」日本福祉心理学会主催シンポジウム 2012年12月9日（日）
於：東京家政大学

H.知的所有権の取得状況 なし

資料 1：里親制度・里親問題についての里親の意見、希望、感想等

(アンケート調査票 11 ページの自由記述欄から作成。数字はサンプル番号)

<様々な問題>

0743 里親制度の形式は整っているが、最大の課題はその運用であり、制度はあっても機能していない。

①18歳以降の自立への仕組みがあいまいである。

②里親/里子への支援等が、それぞれの年齢、境遇等で、セグメンテーションされておらず、ドンブリである。

③里親の義務と権利があいまいで、バランスも悪い。

④行政の里親制度関係者(児相を含む)に専門家(プロ)が少ない。

1025 1) 里親のサポートを児相が担務することに、問題があると思います。児相職員が地方行政の1職員であり、短期間(3年程度)でローテーションするため、里親に対する専門知識をもっていないし、継続的な関係が作れない。

2) 児相は本来子どもに対する専門機関であり、親側とは利害関係が対立する立場にもかかわらず、同時に親側のサポートを担ってしまっている。適切な親(実親にも里親に対しても)へのサポートや中立的な助言・判断は不可能である。

3) 里親の役割は24時間、365日であるのに、児相職員は平日の限られた時間帯だけでしか対応できない。大抵のトラブルは、夜間か休日に発生しやすい。

4) 里親支援事業の専門機関としてNPOの参入が始まったが、児相内の一機関の位置づけであり、里親が安心して本音を話せるような機関ではないので、余り意味がないように思う。

たった半年の養育期間でしかありませんが、その間児相はまったく当てにならない、信用に値しないという不信感しかありません。養育を開始してから現在まで、とにかく混乱と困惑の連続で、今までの人生で、こんなに悩み苦しむ悲しんだことはありませんでした。その際にいつも助けていただいたのは、里親会の先輩たちでした。この研究で、里親負担軽減や世間の理解促進の一助となることを願います。

0919 小中高校生を一時保護所へ半年1年と長期に入所させておくのは、虐待ではないでしょうか。川崎では、乳児院や施設を増やしていて、今後の里親委託が少なくなるのではと案じています。幼児や小学校低学年は、一時保護所や施設へ措置する前に、まず里親委託をしてほしい。委託費も、1人目2人目と差別するのはおかしい。

1163 30年以上里親登録をしてきたのに、行政の対応は施設だけに向いていて、子どもを里親に委託してくれず、去って行った人が多数います。委託できる子が居ても、里親より施設のほうが楽だからとも言われました。私はしかたなく、ベトナムのボートピープルの子どもを難民授業団を通じて受け入れました。

- 0619 このような調査研究を、もっと早く行うべきでした。
- 0940 保育士のように、里親士ができたらなあと思います。
- 1024 今あずかっている里子は生活保護の母子家庭で育ち、親族里親に引き取られ、トラブルの後、うちにきました。小さいときから誰かの世話になって生きることが当たり前のような感じで、誰かが「良きにはからってくれそう」的な感じをもっています。自ら道を切り開いていくための支援が必要だと、痛切に感じています。1年半後の就職に向けて、現実感をもって取り組んでもらいたいと切に願っています。
- 1168 児相から里親大会に出てくれと言われ、原稿を書いて提出したところ、行政に対する不満とかを少し書いてあった部分は消され、子どもが書いた文章も消されておりました。憤りを感じました。

A) 子どもの状況、子どもへの対応

<発達障害への対応>

- 0795 これからの課題は、発達障害の子どもへの対応ではないでしょうか。私もそうした里子を育てています。18歳以降を考えても、知的障害手帳をもらうには至らず、一人で暮らせそうにありません。仕事も続けられそうになく、児相に相談しても聞いてくださるだけ。発達障害でも手帳のとれない子や、ボーダーラインの子どもたちの措置解除後の生きて行くすべを、国を挙げて取り組んで行かないことには、日本は大変なことになると憂慮しています。昔15歳で施設を出された子は、職親さんや工場の寮で、何とか生きて行くことができました。今はそう言う社会ではありません。
- 0709 ・預かってしばらくしてから障害が分かることが多く、事前に詳しく伝えてくれたらいい。
・最近の子どもは大変な子どもが多く、精神的な病名がつく子どもは国の方で育てていく施設を用意すべきだと思います。
- 0941 発達障害、不登校などで苦労している里親が沢山いる。里親のスキルアップは必要だが、それを児相の方で支援するシステム（フォロー）がほしい。このままでは、里親の対応しきれない子どもの委託が増加するのではと思います。
- 1152 障害児の受託が増えている感じがする。里親会の行事に参加しても、障害児が多く、意味もなく叩かれたりけられたりする健常の子どもに、フォローがない。里親は障害児の受け皿なのか？
- 0045 ADHDの里子を育てています。名ばかり研修会ではなくて、障害の子どもを育てられる実のある研修を用意してほしいです。
- 0020 私は発達障害の子どもを支える仕事をしているので、今の里子の状況をよく理解できるのですが、そうした知識のない里親は大変だろうと思います。支える仕組みが必要だし、認定のための講習の講師も、もっと発達障害の現場に詳しい方を選ばないと意味がないと思います。

- 1079 「発達の問題はなく、愛着障害だけなので、1対1で十分な愛情を」と言われて受託した。3カ月して、疑いをもって児童精神科を受診したら「自閉症スペクトラム障害で、かなり育て難いお子さん」といわれ、専門里親の研修をしたが、資格が下りたのは1年8か月後だった。こだわりなど育て難さに悩み、不登校の時期もあった。児童養護施設で過ごした4年間の2次障害のほうが厄介で、そのケアが大変だった。もう一人の子も、施設で5年過ごして、子ども同士のいじめや、担当保育士がコロコロ変わってネグレクト状態だったので、その育て直しが大変だった。被虐待児加算は1年のみで、施設で支給されていたので、ファミリーホームでは支給されない。施設での2次障害の方が深刻で、立て直しに人手がかかる。この加算の見直し、延長が必要だと痛感している。
- 0046 マッチングがうまくいかない。大変な子ばかりで、希望していたような子が来ない。子どもへのケアや配慮も必要だが、里親の思いも大事してもらいたい。24時間子どもと向き合うのは里親だ。むずかしい子を預かっても、大変な思いをするだけで、里親としての志も里親を続けていく自信もなくなって、行き詰まる。もっと積極的に乳幼児を預かるようにすべきである。「縁」だと児相は言うが、それはうまくいった場合で、これではなかなか里親も増えないし、続けて行くのも大変だろう

<早期委託を>

- 0866 ・ファミリーホームをしています。これまで8人の里子を預かりました。年齢が高くなるほど、親子の絆が結びにくくなります。3歳までの委託を望みます。
・ファミリーホームにいる子は保育園に入れません。子どもの実情にあわない措置だと思います。
- 0871 里子の委託を乳児からにしてほしい。うちの子は1歳10か月からの(乳児院からの)委託でしたが、すでに大きな精神的歪みを感じます。
- 0138 3歳以後の里親委託では、里親との絆が作れなくなります。ぜひ乳児期に委託してください。

B) 親権の問題・面会・真実告知、制度、資格その他

<親権の壁>

- 0916 欧米諸国に比べ、虐待親の親権の扱いが甘すぎる。実親が義務を果たさないのに、権利ばかり行使でき、しかも児相が実親のいいなりになって、里親の現場の話を全く受けつけない。あたかも実親>児相>里親のような位相構造になっている。実親に甘く、現場の声は軽んじる結果、現に、所属児相でやっと保護された子どもを即返してしまったため、死亡に至ったケースがある。犠牲になるのは子どもだけ。
- 1020 親権者からの連絡が一定期間(1年?)無かったら、里親と同等の権利をもつ者になることを心から求めます。子どものためを思ってです。むろん事情によってですが。
- 1300 養育のできない・養育してはいけない実親が、親権をもちだして、里親の養育の妨

げになっている。行政も実親にもっと強く指導すべきだ。

0046 子どもが小さい間は実親との面会を十分理解できないので、里親の下で落ち着いている子を、大泣きさせながら面会させるのは、里親としてとても気が重いです。児相は、里親家庭に委託する承諾もやっつとで、里親委託を渋る親が多く、面会も出来ない、里親にとられると思う実親も多いとのこと。いちばん子どもが安定して暮らせる環境を優先させ、親もとに戻すことが決まってからの面会でもいいのではと思います。もう少し児相の権限を強くしてもいいかと考えます。また0歳児の場合は、実親の承諾がなくても優先的に里親に委託してほしい。

1069 里子の実親が、子どもを里親や施設に置いて行方不明になることはよくある。そうした場合、2年とか実親と連絡が取れなければ、家裁に申し立て、実親の親権を排除して、特別養子縁組ができるように法的措置を求めたい。そうすれば子どもたちは、早くに特養が決まり、養父母に愛されて育ててもらえると思われれます。

0696 ・育てる意思を示さない（月に1度も会いに来ない）実親には、親としての権利を認めないで下さい。乳児院を廃止して、1歳以前に里親に委託してください。

・うちの里子は6歳から15歳まで育てていますが、愛着が形成されず、10年育てた里親に今も敵意を示し、里親を受け入れません。人を信頼する心が育っていないで、自分を護ることに精一杯です。相手を思ったり、豊かな人間関係を築けないので、周囲も傷つきます。

0855 ママが引き取りたいと言ってきて委託解除。これまで1度も面会に来たことがなかった。仕方がないと思って、そのまま見送ったが、1週間でママにもてあまされ、親戚をたらい回し。ママに引き取られれば、児相はそれでよしとするのか。親を育てることが必要。

0278 （7時間放置して仮死状態にした）実親が、会いたいから連れて来いという。（反対すると）児相は「あなたはただの里親」「なんの権利もない」「方針に従わなければ措置解除する」と脅かす。虐待をした里親を正当化して、里親に児相が圧力をかけてくる。

0683 ・子どものためにとあって活動しているが、里親は身勝手な親に利用されているように感じることもある。一番里子のそばにいて過ごしている里親に、発言権がないのは矛盾を感じます。

・県や市が里子の生活面での負担をしてくれていますが、里子として預かってもらっている間、親にはせめて生活費や教育費を支払う責任をもたせる必要があると思います。

・親にとって、子どもは預け得！というようなことにだけは、ならないでいただきたい。

0183 ・民法を改正して、実親の親権を抑制しないと、風通しのよい里親と里子の関係は

難しいと思います。

・人の話を聞くと、里親と里子の関係よりも、実親と里親、児相の不見識によるトラブルが多いように思います。

0265 厚労省が本気で委託率を上げたいと思っているなら、児相の担当者に「実親があずけるのを嫌がる」等の言いわけを許さないことだと思います。育てもしない親に「親」はおかしいです。

0710 パスポートを取る時と、ケータイの購入の時、実親でないので、ひどく苦勞しました。ケータイの購入は、結局私名義の分を2台購入して使わせています。児相の証明書でも可能だと思うのですが、通帳も前例がないからと、子どもの通帳は作れませんでした。里親も責任をもって里子を育てているのですから、ある程度そうした権利を行政は認めてほしいです。

<面会・真実告知>

0973 ・真実告知について

一人ひとりが違うので、健全な育成を考えると、むやみに告知しない方がいい場合もあると思います。

・実親との面会について

育てる気持ちのある実親との面会はいいのですが、育てる気持ちのない親への面会は子どもの日常生活を乱してしまうことがあります。疑問に思います
子どもに一番かかわっている里親の権限をもっと認めてほしいです。

C) 里親手当等

<子どもの問題や年齢による段階づけ>

0987 非常に困難で育て難い子どもでも、手当は一般の里親と同じ。せめて専門里親と同じ基準にしてほしい。

0675 学校での友人関係でのトラブル、精神的不安定、学力不振など、里子に様々な問題がありましたが、でも児相があまり支援してくれなかった8年間でした。また、生活費が幼児から高校生まで同じとはおかしいです。高校では、部活や塾、入学準備金など、金銭的に大変です。

<里親手当での増額を>

0331 公立小学校でも制服を定めている学校が増えてきました。中学生は3年間それで通せますが、小学校は成長が早いので、次々新調しなければなりません。制服も生活費の中からなっていますが、教材等でも請求できる物とそうでないものの区別がよくわかりません。

1150 被虐待児は専門里親に養育されることになっていますが、実際は養育家庭に多くの被

虐待児が養育されています。しかし殆どサポートがなく、治療機関に種々通ったり、1人奮闘している人など、里親は悪戦苦闘しています。施設やファミリーホームには加算がついているし、専門里親も手当てが高いですが、一般の里親にも加算を付けてほしい。現実に即した対応をしてほしいです。

0924 障害のある子の治療機関は、地方では限られており、交通費、食費、時間など、かなり大変で、その手当てをしてほしい。障害を行政に相談しても、「大丈夫」「もう少し様子をみて」「ふつうですよ」「里親の育て方がわるいんじゃないの?」と、育てる大変さがわかってもらえない。障害があることは乳児院の時からわかっていたはず。

乳児院の人に聞いても「みんなそんなものだから」という答え。もう少しよく観察して対応してもらえたら、もう少し子どもに合った生活やしつけができていたはず。

・乳児院はいい施設と悪い施設の落差が大きい。子どもにとっては家庭が一番だが、無理なら施設でなく、里親委託に。

0752 一人あたりの費用について、施設もファミリーホームも、里親も同額にすべきだと思います。もっとも養育に適している里親の費用が少ないのは、おかしいです。一番働いているのも(24時間働いているのも)里親です。

0991 里子の年齢が上がると出費も多くなります。遠距離の高校通学の交通費や運転免許取得の経費の負担が切実です。

0869 18歳で措置解除でなく、できれば大学まで支援を続けてほしい。うちの里子は、4年生大学に通っているの、学費、生活費を援助している。

0898 家に来る里子のほとんどが、ものの扱いが荒く、物にあたったりで、すぐ建具や家具が壊れたり、使いものにならなくなったりします。その行動は里親のストレスになり、養育意欲が低下してしまいます。普通の子どもなら、今の養育費で十分だが、心に傷を抱えた子や特殊な環境で育った子の養育費としては不十分だと思います。

0721 うちの里子は特殊です。パニックを起こすと家具など破壊しますが、それは故意とみなされて、保険がききません。体も大きくなってきて、窓ガラス、車のボディ、主人のあばら骨、壁、ふすま、玄関のドア。今のところ児相に現状を見てもらうことにしました。現状をもっと知ってほしいです。

<増額はビジネス化につながる>

0876 数年前に委託率が引き上げられてから、報酬のために里親をやる人が増え、登録数は増えたけれど、里親の質が低下してきた感じがします。手当てを引き上げることで、里親支援をしてほしいです。

E) 児相力(専門性)の向上

<児相の専門性の強化>

- 0991 児相の「親担当」の質的向上を。
- 0674 里親の社会的立場は予想以上に低く、時には異色の目で見られ、里親里子とも肩身が狭いです。加えて児相も、一定の期間(2年間)過ぎると、担当者が変更になっても知らされないままという始末。フォローも交流もなく、これでは長期にわたって里親をしようとする気持が起きず、里親登録をやめようとする人も多い。私もその1人となりそうな気がする。
- 0845 担当がかわりすぎる。里親家庭のことを何も知らずやってきて「本当のお母さんでないことを知ってますよね」と子どもの前で聞いたのには驚いた。デリケートな配慮が足りない人がしばしばだ。
- 0099 児相職員を増やし、負担を減らし、養護を必要とする子どものために、「特殊業務」としてほしい。
- 1062 ・児相の職員の専門性を高めてほしいです。全く子どもと関係のない部署から移動して来られたので、苦労しました。
- 0953 行政の対応がひどすぎる。誠意、熱意、意欲が感じられない人が、里親里子対応の部署に回されてきているのではないか。
- 0594 児相が全く里親・里子を理解していないと感じています。児相にずっと振り回されてきました。児童精神科を受診して、児相との間に立っていただくことで、やっと私たちも落ち着くことができました。
- 0326 子どもの行動が理解できない時、ネグレクト等の影響なのか、それとも私の育て方が悪いのかと悩むことが多い。慰め的な助言でなく、きちんと理論的に教えてほしい。育て方の問題ならば、的確に注意、問題提起をしてほしい。
- 1129 はじめの2.3年は緊急委託を年に4から5回やって、児相から重宝がられていました。2年前に5歳の男児を長期委託されましたが、大変難しい子で、心身共にたくたでした。予約してあったカウンセリングに行くと、子どもが「施設に帰りたい」と言ったため、急に委託解除になりました。児相は「なんでも相談して下さい」と言いながら、困難なことを相談すると、一緒に助言しながら歩んでくれるより、急に悪いことでもしたかのように一方的に委託を解除され、その後委託の話もありません。あれ以来、はっきり言って児相を信頼できなくなりました。

<サイレント・マイノリティとして>

- 1036 行政は里親と一緒に子育てする仲間と思っていないようだ。我が家の里子同士が問題を起こした時、まるで私たちが犯罪を犯したかのような対応をした。里子を施設の数合わせのため、取り上げることばかりを考えているようで、何かと云えば「措置変更」と脅す。気に入った里親ばかりに委託をし、そのため里親をやめて行く

人もいる。

0021 児相は、何かと言うと委託解除しますと脅します。そのため、困ったことがあっても相談ができません。

0276 DNAの同じでない子には、戸惑うことも多いですが、行政に相談すると措置が他所に移ってしまうのではと思って、悩みながらも、相談できません。とりわけ、盗癖のある子は難しいです。

0807 難しい子ですと児相にいわれ、断ると次の委託はないというジंकス？があり、電話で「はい」と答えましたが、実際は想像以上にとっても大変でした。子どもはうつ状態のようで、何をするにも不機嫌で、ほめても叱っても表情は変わらずシャワーをかけると叫び、50分間泣き続けるなど。イライラの毎日でした。1年間過ぎてもコミュニケーションを取ろうとせず、なかなか日常生活を覚えようとせず、コトバも単語で、発達に心配のある子です。でも、3年半たった今、メキメキと成長が著しいです。

<制度>

0812 「専門里親」の機能不全。滋賀県では専門里親は多数いるが、あずかっているのは1組。しかし実際に被虐待児は多数いる。発達障害も多いが適用されない。基準を明確にすべき。

0160 レスパイトの制度があっても、里子に問題があるので、あずけられません。

施設職員は月給〇〇万をもらっていると聞きますが、8時間で交代。里親は24時間勤務で、手当はわずか、ボーナスもありません。「難しい子は里親の下で手厚く育てたほうが良い」というのは、違う気がします。難しい子は「プロ集団」(施設)にまかせたほうが良いと、学校の先生から言われました。

0178 里親推進員を里親から選ぶべきだ。そうすれば予防的な支援、使いやすい制度につながられるのではないか。多機能な里親が求められている。(泊まれる、通える、コミュニケーションを受けられる、相談できる)

0897 ファミリーホームは保育園を利用していない。1.2歳の子を育てるのは大変なエネルギーを必要とする。保育料は支払うとして、保育園の利用ができるようになることを望む。

0723 ・里親登録をして10年経っても未委託の里親が多いです。登録を解除する親も出てきています。児相から里親への情報がほとんどない。ある程度オープンにしてほしい。

<里親の立場や心情への配慮に欠ける>

0861 短期里親の場合、里子が実親のもとに戻るときに、里親の感じる「喪失感」へのフォローを行政でもう少ししていただけないかと思います。委託期間が切れてしまえば、見事なまでに関係が切れてしまうので。短期間でも愛情をかけて養育してきた里親の立場にしては、別れがあっさりしすぎているように感じます。

0625 県内でのできごと。里子が里父に体を触られたと訴え、里子たちが全員他へ引き取ら

れたケースがある。里子の訴えを聞く機関はあるが、里親の訴えを聞く体制がない。問題が発生した時に、両方の訴えを聞くことが必要だ。里子は弱い立場にあるとして、重きを置くとしても、里親の方にも大変さや言い分がある。里子だけの言い分を聞いて決定してしまうのは、片手落ちというものだ。

<委託時に当該ケースの情報を>

- 0709 預かってしばらくして、障害が分かることが多く、事前に詳しく伝えてくれたらいいと思う。
- 0248 預かる子どもの情報が少なく、命を預かるので、きちんとしたことを知りたい。実子を育てた（育てている）経験と、カンだけでは怖いです。
- 0742 委託の際、委託打診の際に、本人あるいは家族、家庭状況、成育歴を、文書で里親に知らせてほしい。情報不足では、里子の養育に不安が大きく、養育の方法、里子への接し方が不適切になってしまう。

<実親への指導>

- 1062 ・家庭復帰に向けてのプログラム、とくに実親に対してのプログラムを整えて、万全な対応をお願いします。実親宅に戻ったものの、うまくいかず、我が家に再委託になった経験をもつ者として。
- 0105 子どもが小さいときから里子に出せるように、実親を説得すべき。里子死亡事件が大きく報道されていますが、18歳まで養護施設で生活させてしまうほうが、もっと大きな問題だと思います！
- 0670 里子を預かって1年半。「〇〇ちゃん、なんでここにおるん?」「ママのところについて帰るん?」と時々聞きます。「ママが早く元気になって、迎えに来るまで、いい子で待っててね」「うん」こんな会話が時々繰り返されます。でも、時々会いに来るママは、なかなか約束を守れず、子どもをがっかりさせます。時間に遅れてきたり、ドタキャンしたり、禁止されているのにいろんな男友達を連れてきて、子どもと遊んでもらって、自分は煙草を吸いながら、ニコニコ笑ってみてます。子どもはママを喜ばそうと、その男友達に上手に甘えます。その様子は気持ち悪いくらいです。ママが帰るとパッと態度を変えます。子どもを実親に返す前に、これは教育し直さなければあかん！！と思います。

<家庭復帰に向けて>

- 1301 養育家庭から実親の家庭に返す時、子どもの気持ちはほとんど考慮されずに、いやいや帰ることに、心が痛みました。
- 1170 虐待と障害を併せ持つ子どもさんを、短期でお預かりすることが多くありました。やっこの家庭に慣れて生活も安定してきた頃、状況の全く変わらない家に帰らなけ

ればならないことが、しばしばでした。親にもう少しきちんと指導をして下さい。子どもを理解し、虐待をしてはいけないわけを教えてください。子どもが帰った後の、フォローアップも、システムとして作って下さい。家から送りだした子どもたちのことを考えると辛くてなりません。

F) 啓蒙・文化・地域・学校

0957 地域にこの制度が理解されておらず、とりわけ学校（先生）があまりにも無知なように感じます。もっと国が、子どもとかかわる職種の人々に、研修の機会を設けてほしい。里子も普通の子どものと同じだという目で見てほしい。

0876 市役所、幼稚園、学校などから、ほとんど里親里子の理解をされていない。NHKの特集番組でも、作り手側の偏見が感じられます。

とりわけ幼稚園・学校関係者は、親に捨てられた子、施設の子というイメージで里子を見ている感じがします。親もとに帰れない子どもの居場所を、成人しても普通の家庭に帰れるように、委託をしっかり進めてほしい。とりわけ乳児は絶対施設措置であってはいけない。このアンケートが役立ちますように。

0097 日々の中で起こる問題について、いちばん見近であるはずの児相に協力を求めても、思うように対応してくれない。仕事として、知識があっても里親経験をしていないので、相談してもピンとくる答えが返ってこない。居住している自治体でも、里親家庭の対応に慣れている人が少なく、配慮に欠ける。社会的養護にあまりにもかけ離れていると思うことばかり。もっと地域や社会からのサポートがあればと思う。

1176 実子以外の子どもを育てることは、特別なこととは思っていない。日本中の家庭が、実子であるなしにかかわらず、里子を養育すべきだと思う。血がつながらなくても、一緒に生活するのだから、「ウチの子」は無条件に可愛い。「おかあさん」に、「本当」も「ウソ」もない。育ててくれた人が「おかあさん」でいいではないか。なんで「里親問題」なのか。実子にてこずる親もふつうにいるのに。却って里子のほうが、本人を期限付きで自立を具体的に考えてやれるので、親としてやりがいがあります。

0843 ・里親に対する世間の偏見を感じます。「大変ですね」「立派ですね」という人もいますが、根には、里親里子に「地域に困った問題をもちこんできた者」という偏見が根強いと思います。発達の未成熟な部分から、里子がトラブルや反社会的な行動を引き起こすと、真っ先に里親批判が吹き荒れ、里親は大きいストレスを抱えることになります。もっと里子をみんなの子として育てるように啓発活動をしてほしい。

・小1の時から、担任にも「こんな障害児は困る」「学級経営を妨げる」と決め付けられてきました。本児だけではないトラブルも、里子というだけで、周囲の目は厳しいです。担任も個人差はありますが、そうした目で見える人もいます。これまでの経験から、里子の多くはもっと伸ばしてもらえないはずの能力を、里子というだけで放棄させられているのではないかと思います。

- 0282 恥ずべきことではないのに、里親がまだ何となく影の存在になっているのはなぜか。
- 0687 欧米人が人種の違う里子を養育していたのに憧れて里親になったが、日本での里親はマイノリティーで、1ランク低いもののように見られ、当初の幻想は消えた。血のつながりが一番であることも、分かって来た。制度や金銭面よりも、不幸がられたり、憐れまれたりするような社会風土が、里親をやってみて一番嫌なことです。
- 0965 民間団体が行っている国を通さない養子縁組は、人身売買の可能性があるので、国が行うべきである。縁組後も子どもの人権を守るため、状況を把握する必要があると思います。

G) 18歳問題 (省略)

H) 委託率はアップできるか

- 0159 委託率を3割にという数値目標は危険だ。無理をすれば、結局子どもの上に、不調、不適切な養育、虐待を生みかねない。虐待まで行かなくても、不適切な養育が起こりかねない。昨年NHKの里親特集番組で、「寂しく辛かったのは、家族旅行に1度も同行させてもらえず、親族の集まりにも、同席させてもらえず、1人別室で食事させられた」というメールが読まれたが、不思議なのは、出席していたスタジオの4人(専門家も含め)が、なにも話さず流してしまったことだ。さらに、1時保護所では学齢期の子どもが半年も学校に行けないという実例があって、保護所では、教育を受ける権利が保障されていない。
- 0630 親権者に里親委託の良さ(子どものためには、施設より里親委託のほうが望ましい)を行政がもっと強くPRしなければ、里親委託率は上がらないと思う。
- 0293 委託率を上げることは今の状況では難しいと思う。
「実子がないから、里親しているんだ。たいへんだねえ。苦勞をしょい込むんだ。実子だけでも大変なのに」等々の周囲の声。この状況が変わらない限り、里親は里子を育てていく大変さより、周囲に理解してもらおうよう努めることのほうが、ストレスになります。制度や行政には言いたしたら止まらないほど、いろいろ出てきますが、行政の職員に適切な助言や情報提供のできない人が多いのが、とても気になります。
- 0099 委託率3割の目標は地域によって、もっと幅をもたせたほうがいい。また、平凡な里親家庭に難しい子どもの委託は、里親を疲弊させるだけ。
- 0316 里子には知的障害があり、家の中でも外出時でも、ヘルパーさんを利用しています。
その費用は里親の年収で決まります。国に改善を求めています、それは区市町村対応事項だと言われます。児相もそれを知りながら、見て見ぬふりです。施設のように、障害児加算もありません。里親が共働きの場合、保育園は無料ですが、学童保育は里親の年収で利用料金が決まります。こうした現状では、委託率を上げるなんて、もつてのほかだと思えます。

(以上)